

鹿児島大学大学院理工学研究科における成績評価ガイドライン

令和3年7月14日
理工学研究科長裁定

1 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、鹿児島大学大学院理工学研究科規則（以下、「規則」という。）第13条第2項の規定に基づき、鹿児島大学大学院理工学研究科（以下、「本研究科」という。）の開設科目における成績評価に関し、必要な事項を示すものである。

2 被評価者数の制限

(1) 規則第13条第1項第1号の評価を受けることのできる者の人数は、次の各号を満たす科目において、評価対象者の20%以内に収まることを目安とする。

- ①履修登録者数が20人以上の科目
- ②本研究科専任教員が個別に担当する科目

(2) 前項で掲げる科目以外の科目において、前項の目安を適用することは妨げない。

3 対象者

(1) 本ガイドラインは、令和4年度入学生から適用する。

(2) 原則として、次の各号に定める者は、2(1)の評価対象者から除外する。

- ①理学部の理数教育プロジェクトコース学生
- ②工学部の学士・修士一貫教育学生

(参考) 規則第13条第1項関係

学修評価	GP	学修目標の到達度	基準
A	4点	90%以上 100%以内	基本的な目標を十分に達成した上で、極めて優秀な学習成果を修めている結果を表す。
B	3点	80%以上 90%未満	基本的な目標を十分に達成している結果を表す。
C	2点	70%以上 80%未満	基本的な目標を達成している結果を表す。
D	1点	60%以上 70%未満	基本的な目標を最低限達成している結果を表す。
F	0点	60%未満	基本的な目標を達成しておらず、再履修が必要である結果を表す。または、履修を放棄したとみなす結果を表す。
P	対象外	—	所期の学習目標を達成している結果を表す。